

地域連携推進会議における 名古屋市の考え方について

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課（指導担当）

厚生労働省の制度改正により、令和7年度から障害者の居住や生活の場である障害者支援施設、共同生活援助事業所（以下、「グループホーム等」という。）において、地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」の開催及び事業所見学の機会を設けることが義務付けられました。

グループホーム等は、利用者にとっては単に住む場所だけでなく、地域の中で生活することで地域の人々と関わりながら自分らしく生活する大切な場所です。

本市としては、市の障害福祉施策の計画的な推進のために定めた、なごや障害児者福祉プランの目標に「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる地域社会」を掲げているところであり、この実現に向けて、グループホーム等や地域の方々にとって地域連携推進会議を実りのあるものとしていきたいと考えています。

地域連携推進会議の開催にあたり、厚生労働省における「地域連携推進会議の手引き」（以下「手引き」という。）を元に、本市の考え方等についてまとめました。

各事業所におかれましては、手引き及び本資料を参考に、適切な運営を図っていただきますようお願いします。特に会議の開催にあたり、地域の関係者の方の参加について悩まれる事業所が多いと思いますが、利用者の方との事業所周辺の散歩や清掃活動、近隣の方との挨拶等、日常の中からのつながりをまずは大切にしていただき、地域との関係性を構築していただきたいと考えます。

今後、各事業所からの問い合わせ回答や制度改正の対応のほか、事業所における好事例の紹介等、随時更新していきますので、[最新の
ウェルネットなごやの情報を随時、ご確認下さい。](#)

【令和7年2月時点でウェルネットなごやに掲載している情報】

資料 1 地域連携推進会議の開催に向けた事前準備について

資料 1-2 グループホームにおける地域との関係性づくりの一例

資料 2 本市Q A

地域連携推進会議について

- 目的
- 1 利用者と地域との関係づくり
 - 2 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
 - 3 施設等やサービスの透明性・質の確保
 - 4 利用者の権利擁護



【留意事項】

- 利用者及び利用者家族の意向確認すること
- 構成員における利用者の個人情報の秘密保持誓約を行うこと
- 会議資料等、個人情報の取扱いについて漏洩等がないよう、徹底すること

効果

- 利用者：質の高い支援が受けられる
- 事業所：地域での運営がしやすくなる
- 地 域：障害理解の促進
不安感の軽減につながる

【運営】

設置単位：指定障害福祉サービス事業所ごと
※ただし、共同生活援助の場合は住居ごとに見学会を実施すること

開催頻度：年に1回以上

開催方法：原則は、対面実施
※ただし、構成員の都合によるオンライン参加可

議題内容：事業所の現状、地域に合わせた議題とすること
(例) 施設等・地域の連携

- ・障害特性について
- ・近隣からの苦情等の共有
- ・地域行事への参加案内・情報共有
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の日常生活の様子
- ・経営状況の報告
- ・BCPの策定状況や災害時の対応
- ・利用者の権利擁護
- ・虐待、事故報告を含むヒヤリハット等事例報告
- ・支援者の様子や支援状況



(資料1) 地域連携推進会議の開催に向けた事前準備について

(1) 会議の構成員について

① 会議の構成員と人数

会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましいとされています。会議の目的を達成するため、構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。

必須	利用者
任意	利用者家族
	地域の関係者
任意	福祉に知見のある人
	経営に知見のある人
	市町村担当者等

② 構成員に関する名古屋市の考え方

【地域の関係者】

○地域の関係者の選定にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・会議の目的は、利用者と地域との関係づくりや地域の方へグループホーム等や利用者に関する理解の促進となっているため、日常的に付き合いがある近隣の方、普段利用しているお店の方、事業所にボランティアで参加している地域の方、商店街など地域のお店の方等を、幅広く選択肢として検討してください。
- ・自治会役員の方や民生委員等、特定の地域の関係者の方に負担が偏ることのないよう、会議への出席のみを目的として、普段から関係を構築していない自治会役員の方や民生委員の方を構成員として依頼することは行わないでください。
- ・また、既にグループホーム等と必須構成員である利用者や家族、地域の皆様で定期的に会議等が行われている場合等、普段から関係性が構築されている場合は、普段の会議等の場で地域連携推進会議を行ったと見なして差し支えありません。会議等について基準に該当するか疑義がある場合は、事業者の方は障害者支援課事業者指導担当までお問い合わせください。

【名古屋市職員等の参加について】

- ・本市は事業者指定及び指導監督権者であるため、各事業所における地域連携推進会議の取組み状況については、本市が行う運営指導にて確認し状況をお伺いさせていただくとともに、日中サービス支援型グループホームについては評価会議の際に開催結果もご報告いただきます。このため、名古屋市職員（障害者支援課及び各区・支所職員）は、地域連携推進会議への参加は原則行いません。
- ・各区の障害者基幹相談支援センターの職員や自立支援連絡協議会の構成員についても一律の参加は難しい状況ですが、各区の状況で異なるため、個別に障害者基幹相談支援センターまでお問い合わせください。

【福祉に知見のある人の参加について】

- ・福祉に知見のある人は任意の構成員となっていますが、第三者的な立場であり、サービスの透明性の確保や利用者の権利擁護の役割が期待できることから、名古屋市では構成員に加えることが望ましいと考えます。
- ・地域の他の障害福祉サービス事業者や計画相談支援事業所の他、障害福祉サービス事業者等の協力が難しい場合は、介護保険事業者や学識経験者、福祉関係の事業を実施しているNPO法人等も福祉に知見のある人と言えます。

※地域との連携、運営の透明性を確保する観点から、同一法人又はその系列法人に所属する人を選任することは望ましくありません。

【その他】

- ・地域の関係者のうち、地域で活動しているNPO法人や地域の障害当事者の方が分からぬ時や、福祉に知見のある人については、各区に設置している障害者基幹相談支援センターに相談することができます。また、各区の自立支援連絡協議会に参加し、他の事業所との関係を普段から構築することも大切です。

以下の市公式ウェブサイトより、障害者基幹相談支援センター一覧を確認の上、お問い合わせください。

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000000661.htm>

(資料1－2) グループホームにおける地域との関係性づくりの一例（実際の事例より）

※以下の事例は、あくまで地域との関係性づくりのきっかけとなるようにお示しするものです。地域の方と顔と顔の見えるつながりを構築した後も、利用者の方が地域の一員として生活できるよう、様々な機会を捉えて、日々地域との交流を積み重ねていくようお願いいたします。

- ・町内の運動会に参加することで顔を知るきっかけとなり交流のきっかけとなった。その後、学区の防災訓練に参加すると学区の会長さんに声を掛けてもらえた。学区の防災訓練に参加することで地域の皆様に声を掛けていただけるようになった。地域主導のイベントへ参加することがきっかけ作りとなっている。
- ・サービス管理責任者が、地域の町内会、消防団に入団し、地域の清掃活動や消防団の活動に参加することにより、地域との関係が良好になり、地域のお祭り、盆踊りなどにも参加をするよう声がかかる関係になっている。

- ・グループホームの利用者と職員が、公園清掃など地域のイベントに積極的に参加している。また、地域住民が職員やボランティアとして日頃からグループホームに関わっている。
- ・町内会に加入し、地域の防災訓練や清掃活動に参加することで、地域との連携を強化している。これにより、非常災害時の円滑な連携や障害者理解の促進が図られている。

(その他、保護者との関係性づくり)

- ・月に1回保護者会をグループホームの食堂で行うことで、家族がグループホーム内を見て、職員とコミュニケーションをとる機会がある。また年に1回は保護者の希望のテーマで研修会を行うためグループホーム内を研修の講師にも見てもらい、保護者や職員が悩みを相談する機会もできている。

(資料2) 地域連携推進会議に関するQ&A（名古屋市）

- ・これまで本市に寄せられた質問等の一覧を作成しました。
- ・地域連携推進会議運営の参考としていただくとともに、今後も必要に応じてQ&Aを更新してまいりますので、最新のウェルネットなごやの情報を隨時ご確認下さい。